

## 県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書

沖縄県企業局北谷浄水場の水源である、沖縄本島中部の河川や地下水においては、国が定める環境の指針値を超える有機フッ素化合物PFOS及びPFOAが検出されている。その発生源について、沖縄県の調査によると基地周辺の数値が非常に高いという結果が出ているが、現時点では明確な特定には至っていない。

そのような中、北谷浄水場では、防衛省の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条に基づく民生安定施設整備事業を活用し、高機能活性炭を導入して水道水の安全確保対策を行っている。

当該活性炭は、経年的に吸着能力が低下するため、定期的な交換が必要になるが、交換については同事業の補助対象外であることから、2026年度以降に予定する活性炭の更新には活用できないとされている。また、資材単価や人件費の上昇等により、交換費用のさらなる高騰も見込まれており、県が多額の費用を負担することになれば、受益者である県民の負担増も避けられないこととなる。

北谷浄水場は県内約45万人に水道水を提供しており、県民の健康被害に対する不安を解消するためにも、引き続き安全で安心な水を安定的に供給する必要がある。

よって本県議会は、県民の安心・安全な飲み水の確保に向けた対策には、引き続き国の支援が必要であると考えることから、下記事項について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

### 記

- 1 北谷浄水場における安心・安全な飲み水の確保のため、高機能活性炭の交換費用などについて、国が必要な支援を図ること。
  - 2 県民の安心・安全な飲み水の確保に向けては、汚染源への対策も必要であることから、北谷浄水場の水源における汚染源の究明と対策を早急に実現すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月10日

沖縄県議会

内閣総理大臣  
外務大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官  
(沖縄基地負担軽減担当)  
内閣府特命担当大臣  
(沖縄及び北方対策)

} 宛て